

第3次佐渡市男女共同参画計画
令和6年度事業計画

基本目標	重点目標	施策の方向	行政の役割	具体的な施策	主管課	第3次計画掲載ページ	第3次計画掲載ページ	R6年度事業計画	実施時期	備考
I	男女共同参画社会の形成に向けた意識づくり									
I	1	あらゆる分野における男女平等意識の浸透								
I	1	1	家庭・地域における固定的性別分担役割分担意識の解消							
I	1	1	(1)	家庭内における男女平等意識の醸成を図ります	市民課	11	11	子ども若者課主催イベント「子どもが元気の佐渡が島（たからじま）ひろば」において、地域全体へ子育ての情報発信を行うブースで男女共同参画セミナーをおこなう。	11月3日	
I	1	1	(2)	男女がともに家事・育児・介護を学ぶ機会の提供と参加を促進します	高齢福祉課	11	11	家族介護教室の開催	年6回 前期：6～8月 後期：10月～12月 出前教室：随時	
I	1	1			健康医療対策課	11	11	パパとママのマタニティセミナー 元気な赤ちゃんを産み育てるため、子育てに関する様々なことを体験する教室（沐浴体験・パパの妊婦体験等）年4回実施	5月・8月・11月・2月	
I	1	2	職場における固定的性別分担意識の解消							
I	1	2	(1)	事業所等に対し、広報誌等による周知・啓発に努めます	地域産業振興課	11	11	関係機関と連携して、固定的性別役割分担意識の解消に向けて事業所への周知・啓発を行う。	実施の都度	
I	2	保育園・幼稚園・学校における男女平等意識の啓発								
I	2	1	男女平等意識に基づく指導							
I	2	1	(1)	学習指導要領に沿って男女平等意識を育む教育を行います	学校教育課	13	13	全ての小中学校を訪問し、教育計画への位置づけ、確実な実施について指導する。	令和6年6月から12月までの期間。	
I	2	2	教育関係者への意識啓発							
I	2	2	(1)	保育士、教育関係者への男女平等教育に関する研修会への参加を促進します	学校教育課	13	13	①人権教育、同和教育研修講座の実施 ②自治的風土を育てる学級・学校づくり研修 ③各校で人権教育、同和教育に関する研修を2回以上実施	①10月2日、3日 ②6月20日、2学期中にも再度、研修会を実施 ③令和6年4月から令和7年3月までの期間	
I	2	2			子ども若者課	13	13	①佐渡地区保育事業研究会研修会の実施 ②新潟県保育士会主催の研修会への参加	①年2回 ②年8回	
I	3	あらゆる暴力の根絶								
I	3	1	あらゆる暴力を許さない意識づくり							
I	3	1	(1)	DV等を防止するための啓発を推進します	子ども若者課	15	15	・人権展の実施 ・いのちの授業等での周知・啓発	・人権展実施 概ね7月 ・いのちの授業7月～3月	
I	3	1	(2)	関係機関との連携や適切な相談機関の情報提供に努めます	子ども若者課	15	15	・関係機関と連携をはかり、適切な相談機関と適切に情報提供が行えるように体制を構築する。 ・DVネットワーク会議を年度初めに実施する。	・通年 ・ネットワーク会議5月	市民課・法テラス等・女性生活支援施設等との連携
I	3	1			社会福祉課	15	15	総合福祉相談支援センター及び基幹相談支援センターの業務	通年	
I	3	1			市民課	15	15	①庁内の基幹システムに警告メモを入力し情報を共有する。 ②佐渡市DV被害者支援ネットワーク会議に参加し、連携機関との協力を図る。	①随時入力 ②5月頃	

第3次佐渡市男女共同参画計画
令和6年度事業計画

基本目標	重点目標	施策の方向	行政の役割	具体的な施策	主管課	第3次計画掲載ページ	第3次計画掲載ページ	R6年度事業計画	実施時期	備考
I	4			生涯を通した心身の健康づくりへの支援						
I	4	1		性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての知識の普及						
I	4	1	(1)	性に関する正しい認識と理解を児童・生徒の発達段階に応じ適切な指導を行います	学校教育課	17	17	全ての小中学校を訪問し、教育計画への位置づけ、確実な実施について指導する。	令和6年6月から12月までの期間。	
I	4	1	(2)	不妊に悩む男女に対する情報提供と支援の充実に努めます	健康医療対策課	17	17	不妊・不育治療費助成事業 不妊治療や不育治療をしているご夫婦に対して、その治療費及び通院費、宿泊費の一部を助成	随時	
I	4	2		生涯を通し健康の保持・増進の推進						
I	4	2	(1)	生涯を通した男女の健康増進を促進します	社会教育課	17	17	・ニュースポーツフェスティバルの実施 想定人数 100名 ・各種スポーツ大会の実施 モルック大会 想定人数 50名 ポッチャ大会 想定人数 50名 ソフトバレー大会想定人数 100名	実施予定日 ・ニュースポーツフェスティバル：9月23日 ・モルック大会、ポッチャ大会：令和7年3月15日 ・ソフトバレー大会：令和7年3月16日	
I	4	2	(2)	各種健康診査や検診を受けやすい体制整備を促進し、健康保持を支援します	健康医療対策課	17	17	【乳がん検診】 対象：40歳以上の女性（2年に1回） ※41歳の方に無料クーポン券を発行 【特定健康診査】 40～74歳の国保加入者を対象にメタボリックシンドローム該当者・予備群を減少させる目的で集団健診・人間ドックを実施 【特定保健指導・結果のフォロー】	集団検診は市内10地区で実施 乳がん検診：5月以降 特定健康診査：5月～7月 もれ者健診の実施：11月 フォローが必要な人に実施	

第3次佐渡市男女共同参画計画
令和6年度事業計画

基本目標	重点目標	施策の方向	行政の役割	具体的な施策	主管課	第3次計画掲載ページ	第3次計画掲載ページ	R6年度事業計画	実施時期	備考
男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる環境づくり										
Ⅱ	1	働く場における男女共同参画の推進								
Ⅱ	1	1	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保							
Ⅱ	1	1	(1)	男女雇用機会均等法において、雇用管理における性別を理由とする差別の禁止等の周知に努めます	総務課	21	21	毎年度の女性活躍推進法に基づく行動計画の実施状況の公表にあわせて周知に努める。 性別に関係ない、公正な採用選考に努める。	5月から	
Ⅱ	1	1			地域産業振興課	21	21	①雇用管理全般における性別を理由とする差別の禁止 ②婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止 ③母性健康管理措置などこれらについて事業所への周知を行う。	実施の都度	
Ⅱ	1	1	(2)	職場におけるハラスメントの防止に向けた研修や啓発に努めます	総務課	21	21	ハラスメント防止研修を実施する。	8月から2回実施予定	
Ⅱ	1	1			地域産業振興課	21	21	関係機関と連携して、セクシャルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等を理由とするハラスメントの防止対策について事業所への啓発を行う。	実施の都度	
Ⅱ	1	1	(3)	ハッピー・パートナー企業登録に向けた周知啓発を行います	市民課	21	21	市HPによる周知、島内事業所への周知活動	随時	農業だけでなく、漁業やサービス業などにおける働き方を援助するものがあれば、一覧にまとめて周知・啓発する。
Ⅱ	1	2	個人の能力が発揮できる就業環境に向けた支援							
Ⅱ	1	2	(1)	働きやすい企業や業界に関する情報を収集し、情報提供に努めます	地域産業振興課	21	21	求人関係等の情報を収集し、情報提供に努める。	通年	
Ⅱ	1	2	(2)	性別によることなく、個人の能力に応じて起業、就職、再就職が目指せるように支援します	地域産業振興課	21	21	窓口相談がきた場合、性別によることなく、個人の能力に応じて起業、就職、再就職が目指せるように、関係機関へつなげる。	通年	
Ⅱ	2	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進								
Ⅱ	2	1	仕事と生活の調和に向けた意識啓発							
Ⅱ	2	1	(1)	それぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる就業環境整備に向け、各種制度の周知・啓発に努めます	総務課	23	23	仕事と家庭・地域活動を両立しながら働き続けられるよう、事務の平準化による残業の縮減や休暇制度の周知・啓発に努める。また、就業環境整備として時差出勤、交代制勤務を推進するとともに、テレワーク等の新たな就業環境の整備を検討する。	4月から	
Ⅱ	2	1			地域産業振興課	23	23	関係機関と連携して、各種制度の周知・啓発に努める。	実施の都度	
Ⅱ	2	1	(2)	育児・介護休業等の取得しやすい職場環境づくりに向けた啓発に努めます	総務課	23	23	男性の育児休業の取得率を向上させるため、各種届出の際に対象となる職員へ制度の周知を行う。また、制度の概要について、わかりやすくまとめたものを掲示板等にアップし職員へ啓発を行う。	4月から	
Ⅱ	2	1			地域産業振興課	23	23	関係機関と連携して、育児・介護休業の内容や事業主が講ずべき措置などについて、事業所への啓発に努める。	実施の都度	

第3次佐渡市男女共同参画計画
令和6年度事業計画

基本目標	重点目標	施策の方向	行政の役割	具体的な施策	主管課	第3次計画掲載ページ	第3次計画掲載ページ	R6年度事業計画	実施時期	備考
Ⅱ	2	2		多様なライフスタイルに対応するための支援						
Ⅱ	2	2	(1)	放課後児童クラブ等、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所の確保に努めます	子ども若者課	23	23	①高千児童クラブ開設 ②佐和田児童クラブ・金井第1児童クラブ定員の増員	通年	
Ⅱ	2	2	(2)	在宅サービス、施設サービスなど介護サービスの充実を図ります	高齢福祉課	23	23	・「佐渡市の介護保険」の各戸配付による制度の周知 ・介護老人福祉施設整備に対する補助	・5月配布 ・R6.9月開設予定	
Ⅱ	3			男性にとっての男女共同参画						
Ⅱ	3	1		男性が抱える困難への対応						
Ⅱ	3	1		誰誰もが相談しやすい相談体制の充実に努めます	社会福祉課	25	25	総合福祉相談支援センター及び基幹相談支援センターの業務	通年	
Ⅱ	3	1	(1)	誰誰もが相談しやすい相談体制の充実に努めます	健康医療対策課	25	25	相談窓口のチラシ配布の実施 市報への掲載 グートキーパー研修の実施 職域等へのこころの健康教育等の実施への働きかける。	9月・3月	
Ⅱ	3	2		男性の家事・育児・介護等への参画の促進						
Ⅱ	3	2	(1)	男性の働き方を見直せるように事業所への意識啓発を行います	地域産業振興課	25	25	関係機関と連携して、長時間労働の是正等の男性の働き方を見直せるように事業所への意識啓発に努める。	実施の都度	
Ⅱ	3	2		男性が家事・育児・介護を学ぶ機会の提供と参加を促進します	健康医療対策課	25	25	パパとママのマタニティセミナー 元気な赤ちゃんを産み育てるため、子育てに関する様々なことを体験する（沐浴体験・パパの妊婦体験等） 年4回実施	5月・8月・11月・2月	
Ⅱ	3	2	(2)	男性が家事・育児・介護を学ぶ機会の提供と参加を促進します	子ども若者課	25	25	①「がんばるパパさん講座」の開催 ②「がんばるパパさんクラブ」との連携	①11月～3月 ②通年	①子ども若者課 ②しまびと元気応援団
Ⅱ	3	2		男性が家事・育児・介護を学ぶ機会の提供と参加を促進します	高齢福祉課	25	25	家族介護教室の開催	年6回 前期：6～8月 後期：10月～12月 出前教室：随時	
Ⅱ	4			高齢者・障がい者が安心して暮らせるしくみづくり						
Ⅱ	4	1		高齢者・障がい者の社会参画支援						
Ⅱ	4	1	(1)	老人クラブ等の事業を通じ、高齢者の自主的な活動を支援します。	高齢福祉課	27	27	老人クラブ事業運営費補助 老人クラブ連合会活動促進事業費補助	—	
Ⅱ	4	1	(2)	障がい者が地域で生きがいをもって暮らしやすい仕組みを整備します	社会福祉課	27	27	地域自立支援協議会において、個別事例等から地域課題を抽出し、題解決に向けて協議を行う。	通年	
Ⅱ	4	2		高齢者・障がい者が安心して暮らせるしくみづくり						
Ⅱ	4	2	(1)	高齢者・障がい者の生活を包括的に支援します。	社会福祉課	27	27	・総合福祉相談支援センター及び基幹相談支援センターの業務 ・包括支援センター及び相談支援事業所の合同研修会を開催し、分野を超えた連携体制の充実及び質の向上に努める。	通年	
Ⅱ	4	2		高齢者・障がい者の生活を包括的に支援します。	高齢福祉課	27	27	地域の見守り体制の構築（救急医療キット普及啓発）	随時	

第3次佐渡市男女共同参画計画
令和6年度事業計画

基本目標	重点目標	施策の方向	行政の役割	具体的な施策	主管課	第3次計画掲載ページ	第3次計画掲載ページ	R6年度事業計画	実施時期	備考
Ⅱ	4	2	(2)	介護負担を軽減するサービスの充実や人材育成等生活支援体制を整備します	高齢福祉課	27	27	①在宅福祉サービス ②介護手当支給事業 ③認知症サポーター養成講座の開催 ④介護老人福祉の人材育成・確保事業（医療・介護・福祉の人材育成及び確保事業補助金）	①随時 ②年2回支給（9月・3月） ③随時 ④随時	
Ⅱ	5			困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備						
Ⅱ	5	1		生活困窮者への自立支援						
Ⅱ	5	1	(1)	生活困窮者への総合的な支援を行います。	社会福祉課	29	29	【生活困窮者自立支援事業の実施】 社会福祉協議会へ委託し、専門員が各相談機関や民生委員、関係機関と連携をしながら困窮者の方に寄り添った支援をおこなう	通年	
Ⅱ	5	2		ひとり親家庭への支援						
Ⅱ	5	2	(1)	ひとり親家庭への総合的な支援を行います。	子ども若者課	29	29	ひとり親への就労相談と子どもの学習支援の実施	通年	
Ⅱ	6			男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の構築						
Ⅱ	6	1		防災・災害復興活動における女性参画の促進						
Ⅱ	6	1	(1)	防災計画や災害対応マニュアル等市の防災対策に女性や要配慮者等の視点を取り入れます。	防災課	31	31	今年度に繰り越しとなっている地域防災計画の体裁の大幅見直しをおこなう	未定	
Ⅱ	6	1	(2)	災害時の避難所運営等、様々な場面において、男女共同参画の視点到配慮した対応となるよう、市民を対象とした研修会を開催します。	防災課	31	31	自主防災組織や防災リーダー向けの研修会を開催	未定	
Ⅱ	7			国際理解の促進と在住外国人のまちづくりへの参加促進						
Ⅱ	7	1		国際理解への取組						
Ⅱ	7	1	(1)	異文化に触れ合う機会を提供し、国外への興味関心を促します。	学校教育課	33	33	全ての小中学校を訪問し、確認・指導を実施する。 ALT（外国語補助助手）を活用し、言語の習得とともに、異文化を体験しながら、男女の人権や男女共同参画に関する文化、慣習等を学ぶ機会を得よう努める。	令和6年4月から令和7年3月までの期間	
Ⅱ	7	1			社会教育課	33	33	・キッズイングリッシュの実施 幼・保育園を対象に英語に親しむ機会を提供する。	実施予定日 キッズイングリッシュ 令和6年秋頃	
Ⅱ	7	2		在住外国人への支援						
Ⅱ	7	2	(1)	ボランティア、市民活動団体と連携した相談体制づくりや支援を行います。	市民課	33	33	相談依頼があった場合に個別対応を行う	随時	
Ⅱ	7	2	(2)	医療・福祉における多様な言語での受け入れ態勢の整備を推進します	健康医療対策課	33	33	安心して医療や福祉が受けられるように、通訳できる人の協力体制を関係機関と連携して整える。	随時	

第3次佐渡市男女共同参画計画
令和6年度事業計画

基本目標	重点目標	施策の方向	行政の役割	具体的な施策	主管課	第3次計画掲載ページ	第3次計画掲載ページ	R6年度事業計画	実施時期	備考
Ⅲ				女性の活躍できる社会づくり						
Ⅲ	1	あらゆる政策・方針決定の場への女性参画の促進								
Ⅲ	1	1	各種附属機関・懇談会・団体等における女性の積極的な登用							
Ⅲ	1	1	(1)	市の附属機関・懇談会等における女性の登用を積極的に取り組みます	全課	37	37			
Ⅲ	1	1	(2)	市の附属機関・懇談会等における女性の登用割合を定期的に調査します	市民課	37	37	市町村における男女共同参画社会の形成又は、女性に関する施策の推進状況についての調査実施	6月～7月頃	
Ⅲ	1	1	(3)	市女性職員の育成・係長以上への役職の登用を推進します	総務課	37	37	市の人事計画に基づき、女性職員のキャリアアップや係長以上への登用率の向上に努める。 女性職員の活躍推進に向けた意見交換会の開催等、キャリアアップのための研修の実施や、研修をオンラインで実施するなど、女性職員が参加しやすい仕組み作りを行っていく。	4月から	
Ⅲ	1	2	地域の活動団体における女性参画の促進							
Ⅲ	1	2	(1)	女性の参画を促進する団体、グループ、NPO等を支援し、地域の活動団体への女性の参画を促進します。	全課	37	37			
Ⅲ	2	農業や商工業等自営業の男女共同参画の推進								
Ⅲ	2	1	農業における女性の経営参画の促進							
Ⅲ	2	1	(1)	家族経営協定の締結を促進します	農業政策課	39	39	新規に就農する方等に対して必要に応じて制度の説明を行う。	適宜実施	
Ⅲ	2	1			農業委員会事務局	39	39	新規就農希望者について、家族経営協定の制度について案内をする	随時	
Ⅲ	2	1	(2)	女性力が発揮できるよう、生産や経営管理の知識・技術を習得するための研修機会の提供を推進します	農業政策課	39	39	研修会等の案内があった際には情報提供を行う。	適宜実施	
Ⅲ	2	2	商工業等自営業における女性の経営参画の促進							
Ⅲ	2	2	(1)	家族経営における適正な労働時間や休日の確保等、就業条件の整備について普及・啓発を図ります	地域産業振興課	38	38	関係機関と連携して、適切な労働時間や計画的な休日の確保、適正な労働報酬の確保等の就業条件の整備について普及・啓発を図る。	実施の都度	
Ⅲ	2	2	(2)	女性の参画を促進するため、経営に関して必要な技術や知識の習得のための研修機会の提供を推進します	地域産業振興課	38	38	資格取得にかかる経費の補助を実施する。	実施の都度	